

衛生班

活動シートA 避難所トイレの確保



- ✓ 避難所開設後は、適宜、施設のトイレが使用可能か否かの確認やトイレ用水の確保などを継続します。

①トイレを次の手順で確認します。

トイレの室内が安全か（落下物などの危険がないか）

○安全

×危険

便器は使用可能な状態か（大きな破損がないか）

○可能

×不可

水が流れるか（断水していないか）

○流れる

×流れない

水の確保が可能か（プールや河川の水など）

○可能

×不可

防災備蓄倉庫内の凝固剤を利用

*「非常用トイレセット（BOS）」に同梱されている防臭袋を便座にセットします。

* 使用後は、し尿を固める凝固剤を利用してください。

トイレの用水を確保し施設のトイレを使用します（②へ）

施設のトイレを使用します

施設のトイレは
使用しません

（③へ）



② トイレの用水を確保し、施設トイレの使用環境を整えます。

「プールの貯留水」や「河川の水」などをバケツなどにためて、流し用水とします。

↓
* 衛生上、手洗いには活用できませんので、張り紙などをして周知しましょう。

防災備蓄倉庫からごみ箱やごみ袋を取り出します。

↓
 防災備蓄倉庫からトイレットペーパーを取りだします。

↓
 防災備蓄倉庫から手指消毒液や消毒液（清掃用）などを取り出します。

↓
* 手洗い用の水が確保できない場合、防災備蓄倉庫内の消毒液を利用します。

* もしくは施設管理者と協議し、施設の消毒液などを借りて活用します。

↓
 使用前に、使用できるトイレの場所や、使用方法を避難者に十分に周知します。

□ ③ 簡易トイレや仮設トイレを設置し、使用環境を整えます。

施設のトイレが使用できない場合は、備蓄倉庫内の「段ボールトイレ」や「仮設トイレ（バンクイック）」などを設置します。

□ 段ボールトイレ



* 防災備蓄倉庫に100個入っています。

- 段ボールを組み立てると便座になります。
- 非常用トイレセット（BOS）の防臭袋を便座にセットし、用を足した後は、し尿を固める凝固剤を使います。
- 固まった後は、燃えるごみで出します。

* 施設トイレの室内などに設置します。

□ 仮設トイレ（バンクイック）



* 一部の防災備蓄倉庫に和式・洋式・障害者用が入っています。

* 組み立てに大人4～5名は必要です。

- 便槽内のし尿を分解し、液化分のみを消毒して下水道に放流処理します。
- 付属の説明書に従って組み立てます。

* 屋外などに設置します。

□組み立てる前に、設置場所、運用方法を決めます。



トイレの設置場所の検討

- ✓ 居住空間からある程度以上離れ、臭気などが避けられる屋外
- ✓ し尿を収集運搬する車の出入りが可能な場所
- ✓ 夜間等における照明用の電源が確保しやすい場所（防犯上の観点からも重要）
- ✓ 清掃用の水が確保しやすい場所



運用方法のポイント

- ✓ 夜間の利用のために、防災備蓄倉庫内の「発電機」や「投光器」を設置し、明かりを確保しましょう。
- ✓ 可能であれば女性専用を何割か指定し、共有トイレから少し距離を置きましょう。
- ✓ 女性用のトイレには、防災備蓄倉庫の「防犯ブザー」を設置しましょう。
- ✓ 男女用に分け、足の不自由な方などは洋式を優先して使用できるようにしましょう。

□ 防災備蓄倉庫からトイレットペーパーを取りだします。

* 使用したトイレットペーパーは、水で流さずに凝固剤で固める、直接ごみ袋に捨てるなどします。

* ごみ袋に捨てる場合は口を縛るなど、臭い対策もしましょう。

□ 防災備蓄倉庫から手指消毒液や消毒液（清掃用）などを取り出します。

* 手洗い用の水が確保できない場合、防災備蓄倉庫内の消毒液を利用します。

* もしくは施設管理者と協議し、施設の消毒液などを借りて活用します。

□ 使用前に、使用できるトイレの場所や、使用方法を避難者に十分に周知します。

衛生班

活動シートB 避難所トイレの運用



- ✓ 避難者への使用ルールの周知や、清掃の当番決めなどを行います。

① トイレの使用に関するルールを作成し、避難者に周知します。

- * 多くの人を利用するため、ルールを決めて衛生的に使用します。
- * トイレ使用ルールは次頁を参考に作成します。

② 清掃の当番を決めます。

- * 感染症などを防ぐ観点からも、当番制を徹底し、トイレの衛生を保ちましょう。
- * 衛生面から、使用済みトイレットペーパーはこまめに処理します。
- * 避難者組の単位で当番を決めるなど、特定の人への負担にならないようにします。

③ 水の確保の当番を決めます。

- * 水の運搬作業などの重労働を1日に複数回行う場合もあるため、多くの避難者が協力して行います。

④ 汲み取りが必要なトイレ（仮設トイレなど）を設置している場合は、市災害対策支部に汲み取りを要請します。

～トイレ使用ルール 施設のトイレを使用する場合（例）～

- * 皆さんが使用するトイレです。『自分の家のトイレ』という気持ちをもって、清潔な使用を心がけましょう。
- * トイレトペーパーを使用した場合は、詰まる可能性がありますので、便器に流さず、備え付けのごみ箱に捨ててください。捨てた後は、必ずふたを閉めてください。
- * 使用したら、汲み置きしている水（流し用）で流してください。
- * 汲み置きしている水は、手洗いには使用しないでください。
- * 手洗いは、手洗い場に備え付けてある水を使用してください。
- * 大勢が使用する水ですので、節水を心がけましょう。
- * 水汲みやトイレ掃除は、避難者全員で当番制で行います。
- * 避難者組ごとに当番を割り振りますので、当番表を確認して、協力して行いましょう。
- * 水がなくなりそうな場合は、当番にかかわらず、気づいた人達で協力して水汲みを行いましょう。水汲みの場所は「_____」です。

～トイレ使用ルール 仮設トイレなどを使用する場合（例）～

- * 皆さんが使用するトイレです。『自分の家のトイレ』という気持ちをもって、清潔な使用を心がけましょう。
- * 使用する際は、中に人がいないか一声かけて確認しましょう。
- * トイレを使用する際は、使用していることが分かるよう、「使用中」などを掲示しましょう。
- * 介添えが必要な方は、洋式のトイレを使用してください。
- * 洋式トイレは、足の不自由な方や介添えが必要な方が優先的に使用するものですので、それ以外の方は和式のトイレを使用してください。
- * 汲み取り業者の手配が必要なトイレですので、排泄物が溜まってきたら、気づいた人が衛生班に報告してください。

衛生班

活動シートC ペット連れ避難者への対応



- ✓ 適宜、ペット連れ避難者の把握、ペットスペースの確保、ペット飼育ルールの周知などを継続します。

～次の2点がペット避難の原則です～

★同行避難

※同行避難とは、「避難者とペットは一緒に避難所まで避難できるが、同じ空間で居住できない場合があること」を言います。

★避難所でのペットの世話は
飼い主の責任

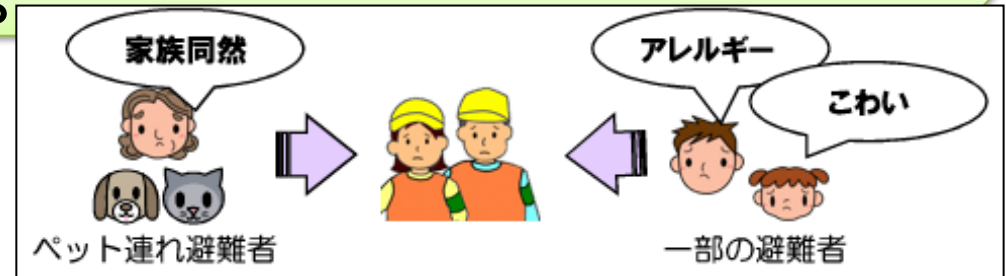
- ① 避難所にペットを連れてきた避難者に対して、窓口で届け出るよう呼びかけ、様式に記載します。


↓
* 大型動物や危険動物は、避難所への受け入れは断ります。

* 様式 1 1「避難所ペット登録台帳」

- ② 受入スペースを決定します。

* ペットの受け入れは、人によって意見の違いがあるので留意します。



 スペースの考え方

- ▶ 屋外で飼育可能なペットは、原則「屋外」にスペースを確保
→ 繋ぎとめるなどし、飼い主に責任を持って飼育
- ▶ 屋外で飼育困難なペットについては、以下の点を厳守
 - * ケージなどに入れ、飼い主が責任を持って管理する。
 - * 他の避難者の避難スペースと分離する。
 - * 施設管理者等と十分協議する。

- ③ ペット連れ避難者の責任を十分説明し、他の避難者に理解を得てペットを受け入れます。

□ ④ 飼育ルールを作成し、周知します。

* 次の例を参考にペットの飼育ルールを作成します。

* 飼育ルールの周知を、情報広報班と連携して、『[情報広報班 活動シートB 避難者への情報提供](#)』により行います。

～飼育ルール（例）～

- ▶ 指定された場所で、必ずケージに入れるかリードで繋ぎとめて飼育してください。
- ▶ 飼育場所や施設は、飼い主が常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ▶ ペットの排便等は、飼い主の管理のもと、指定された場所で排便させ、後片付けを必ず行ってください。
- ▶ 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片づけてください。
- ▶ ノミ・ダニ等の発生防止等の衛生・健康管理に努めてください。運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。

* トラブルを避けるために、ペットスペースへの侵入の許可や人員の貼り付けなど、管理体制も検討しておきます。

□ ⑤ ペットの救護活動が開始された場合は、その情報を飼育者へ提供して協力を求めます。

衛生班

活動シートD 水の確保



- ✓ 避難所開設後も、受水槽や耐震性貯水槽からの飲料水の確保を継続します。

□ 飲料水を次の手順で確保します。

□ 建物の水道の蛇口から水が出ますか

○出る

×出ない

□ 受水槽に蛇口が設置されていて水が出ますか

○出る

* 各小中学校の受水槽は震度5弱以上で緊急遮断弁が作動し、受水槽内の水を確保できる仕組みになっています。
* 受水槽蛇口のハンドルを回すと水が出ます。



※施設管理者がいる場合は受水槽のフェンスを開けてもらいます

□ 水が濁っていますか

○濁っていない

×濁っている

□ しばらく水を流すと透明になりますか※

○なる

×ならない

×出ない

□ 利用可能な蛇口から飲料水を確保します

□ 確保ができない場合は、市現地災害対策本部に応急給水を要請します。

※白く濁っている場合：水に溶けている空気が細かい泡となって出てきたもので問題ありません。
しばらく水を流すと透明になります。
※黄色・茶色に濁っている場合：配管内の鉄さびが流れて出てきたものです。鉄は人体への影響は弱いため、多少の摂取は問題ありません。

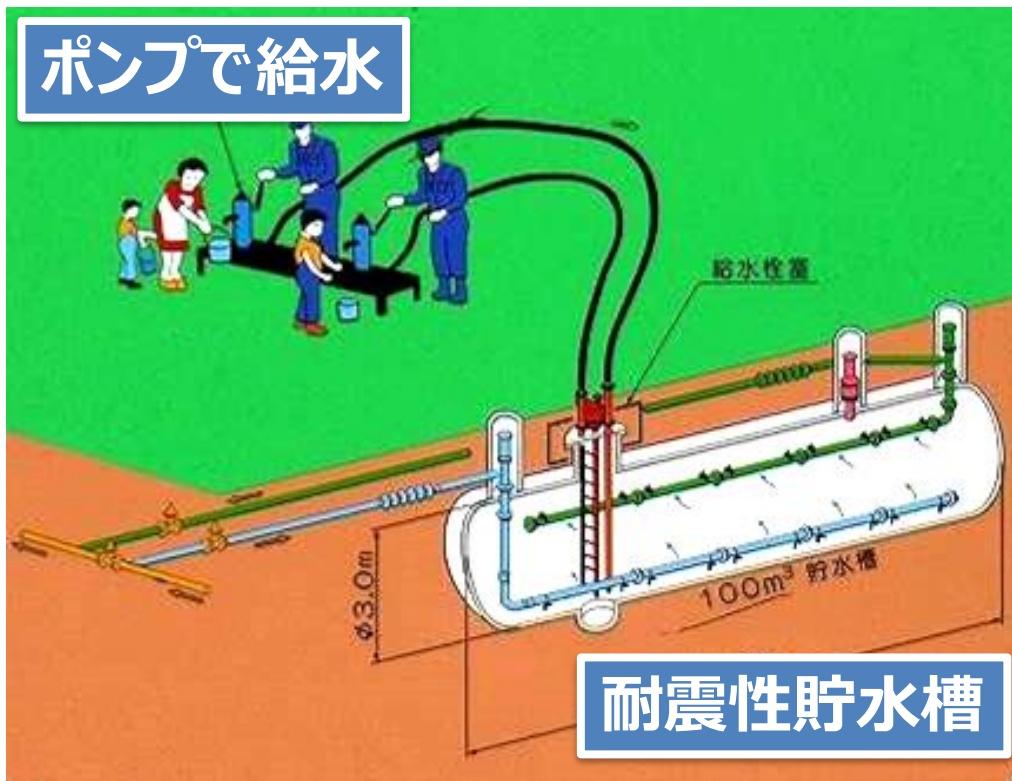
* 要請方法は、『[初動期 活動シートH 状況や開設の報告](#)』により行います。



耐震性貯水槽について

- ✓ 通常は、地中の水道管として水道水が循環していますが、地震等の災害時には緊急遮断弁が作動して貯水槽内の水を確保できる構造になっています。
- ✓ 貯水量は1基あたり100m³（100 t）であり、1日当たり1人3ℓを飲むと仮定した場合、約33,000人分を確保できます
- ✓ 貯水槽内の水は、手動ポンプで水を汲み上げ、給水できるようになっています。

ポンプで給水



耐震性貯水槽

市では下記の5箇所に
耐震性貯水槽を設置しています

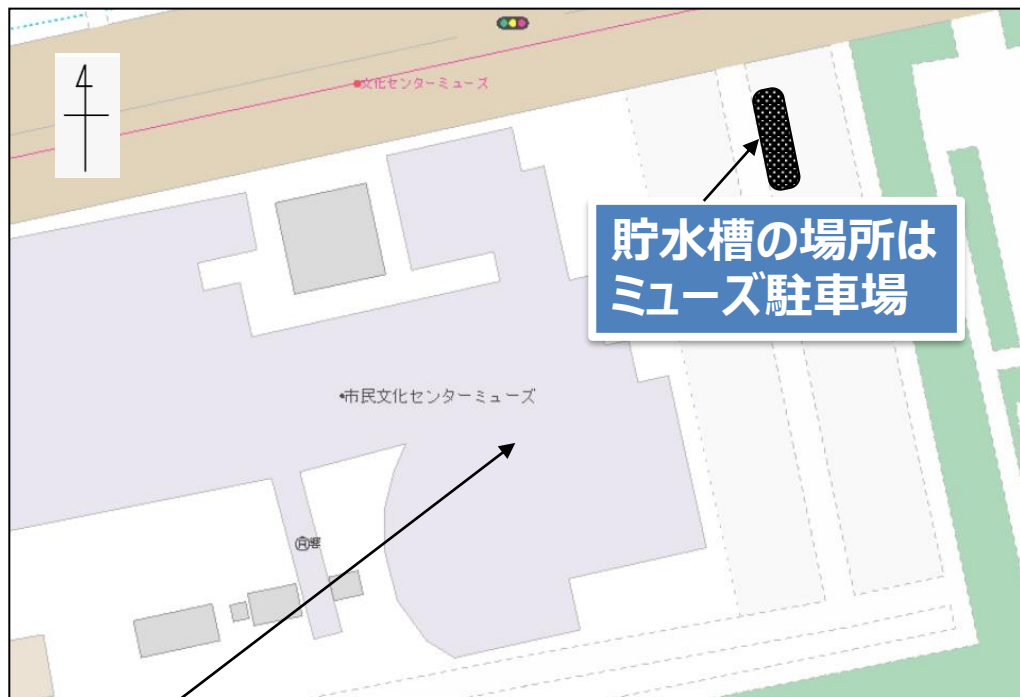
設置場所	住所
所沢市民文化センターミュージズ	並木1-9-1
東所沢小学校	東所沢2-26-1
小手指小学校	小手指元町2-29-2
南小学校	南住吉18-29
伸栄小学校	中新井1-93-1

- ✓ 耐震性貯水槽の利用に必要な用具一式（マニュアル含む）を、『防災備蓄倉庫』や『耐震性貯水槽用の倉庫』に入れています。



- ✓ 防災備蓄倉庫及び耐震性貯水槽用の倉庫の鍵は、避難所に参集する市職員、自治会・町内会の鍵管理者（避難所の門扉等の鍵と同様）に配布しています。

○所沢市民文化センターミュージズ



貯水槽の場所は
ミュージズ駐車場

用具一式はミュージズ内の倉庫
※施設が開いている場合に使用可能

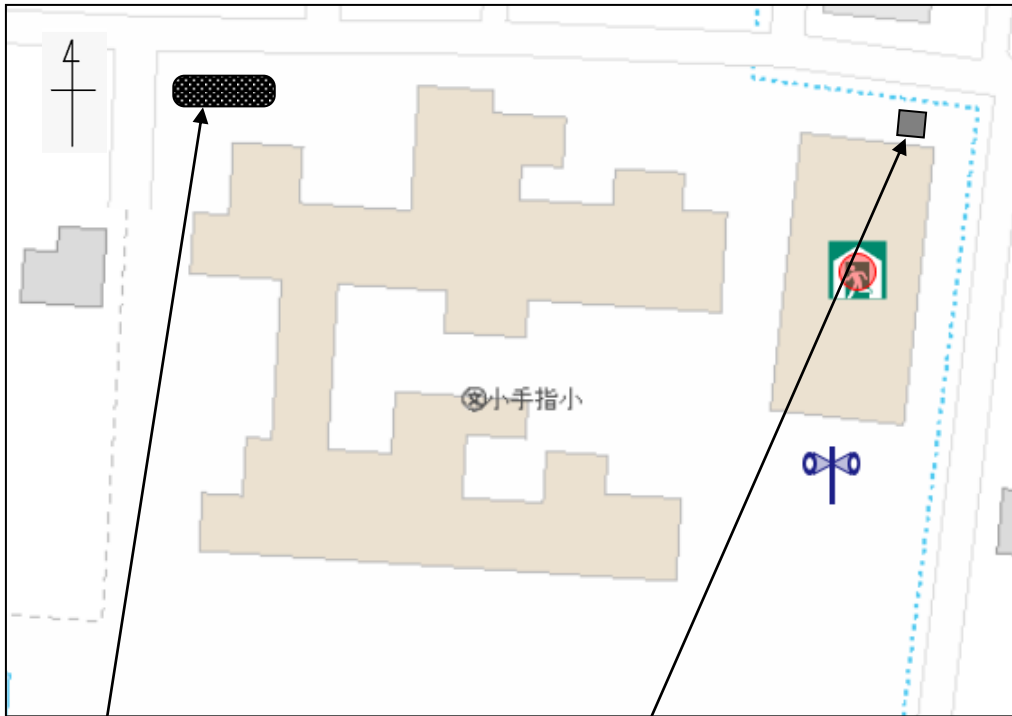
○東所沢小学校



貯水槽の場所は
校舎西側

用具一式は市の
防災備蓄倉庫

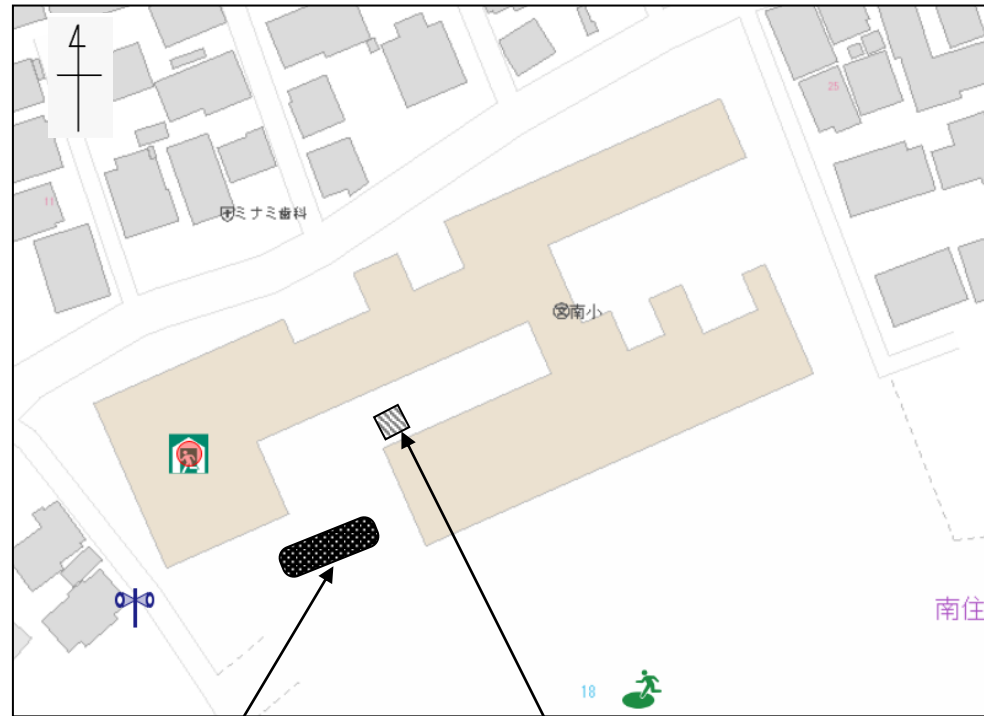
○小手指小学校



貯水槽の場所は
校舎西側

用具一式は市の
防災備蓄倉庫

○南小学校

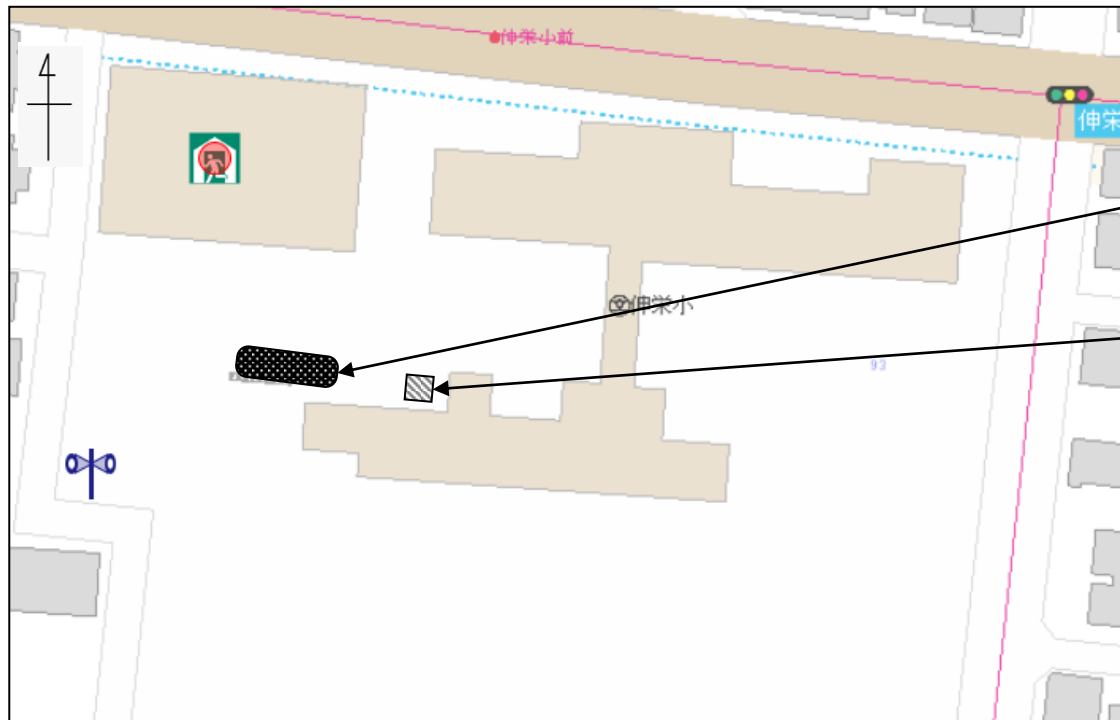


貯水槽の場所は
校舎南側

用具一式は耐震性貯水
槽専用の倉庫



○伸栄小学校



貯水槽の場所は校舎西側

用具一式は耐震性貯水槽専用の倉庫



★耐震性貯水槽の使い方

□給水室の確認

- * 貯水槽から水を汲み上げるためには、敷地地下の給水室で作業が必要になります。
- * 耐震性貯水槽の場所には写真のような「給水室」の扉がありますので、確認してください。



□給水器具による給水準備

- * 貯水槽から水を汲み上げるためのマニュアル（作業手順）を、倉庫に入れていますのでマニュアルに従って給水器具を操作します。

衛生班

活動シートE 衛生環境の整備



- ✓ 多くの方が生活する避難所では、感染症等の予防のため、衛生環境に注意する必要があります。

～ごみ捨て～

①ごみ集積場所を設置し、清潔な使用を徹底します。

*ごみ集積場所は、避難所の屋内外に設置します。施設管理者とも協議します。

- ✓ 収集車が出入り可能な場所
- ✓ 居住スペースに匂いなどがもれない場所
- ✓ 調理場所など、衛生に注意を払わなければならない所から離れた場所
- ✓ 直射日光が当たりにくく、なるべく屋根のある場所

* 分別収集や生ごみの密封などを徹底し、集積場所を清潔に保ちます。

* 可燃ごみも避難所では燃やさないで回収を要請します。

* 市からごみの収集について案内があった場合は、所定の方法で処理します。

②ごみ集積場所の使用ルールを作成し、周知します。

- ✓ 居住スペースに溜め込まず、こまめに集積場所に捨てること。
- ✓ 個人や世帯で出たごみは、自分達で責任を持って捨てること。
- ✓ 避難者組ごとにごみ袋を用意し、避難者が交替で集積場に運ぶこと。
- ✓ 分別や、密封を行い、清潔に保つこと。 など

③ごみの収集を要請します。

～清掃当番～

□ ① 避難者組単位で当番を設け、各共有スペースを交代で清掃します

- * トイレなど衛生的な使用が必要な共有部分を中心に、清掃当番を設けます。
- * 一部の方に負担が集中しないよう工夫し、避難者全員の協力で清掃を行います。
- * ペットスペースは、ペット連れ避難者に清掃を行ってもらいます。

	トイレ	ごみ集積場	調理室	更衣室	居住スペース ペットスペース 喫煙場所
○月○日	避難者組 1	避難者組 4	避難者組 3	避難者組 2	避難者組 1	各利用者
○月●日	避難者組 2	避難者組 1	避難者組 4	避難者組 3	避難者組 4	〃
....	〃

□ ② 居住スペースは、換気や清掃を徹底します。

- * 1日に1回、各人や避難者組ごとに換気や清掃を行うよう呼びかけます。

～避難者の衛生～

①「手洗い」「消毒」を励行します。

- * 消毒液などが不足する場合は、食料物資班を通じて、物資確保を要請します。
- * 水や消毒液が調達できるまでは、施設にある消毒液などを使用して対応します。

②食品や食器の衛生管理を徹底します。

- * 清潔な手で炊き出しを行い、作った物は、すぐに食べきるようにします。
- * 前日などに配給された食事を取り置きしないよう、避難者に注意を呼びかけます。
- * 食器は、水が出ないうちは、洗浄を要しない工夫をします
(例) 使い捨ての紙食器を使用、ラップ^oを食器にかぶせる、新聞紙等で簡易な食器を作成

③風呂は、もらい湯の奨励や入浴施設の情報提供などで対応します。

- * 避難所では早期の入浴設備確保は困難なため、避難者ごとに、知人宅などへのもらい湯を奨励します。
- * 銭湯など入浴施設が復旧した場合は、情報広報班と協力して避難者に情報提供を行います。

④洗濯場や干し場を確保します。

* 生活用水が確保できるようになったら、洗濯場や干し場を確保します。

⑤体の健康状態を把握します。

* 風邪や下痢等体調を崩している人の有無を避難者組長を通じて把握します。

特に注意!

- ✓ 運動量の減少により、全身の機能が低下する廃用性症候群⇒防止のために体を動かすなどをしましょう
- ✓ トイレの未整備による水分の摂取を控えたことによっておこる脱水症状等⇒こまめな水分補給

* 避難所に保健師等がいる場合は、協力を求めます。

* 必要に応じて、医師等の応援を求めます。

⑥子どもたちへの対応を行います。

* 地域の子ども会やボランティア等の協力を得て、避難した子どもたちの保育等の支援を行います。

* 避難所で、子どもたちがボランティア活動で、力を発揮できるように支援します。

* 子どもの遊び部屋を確保し、夜間は勉強部屋として利用できるように配慮します。